

知立市市民等の協力による路上違反広告物除却推進実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に表示し、又は掲出された路上違反広告物について、行政、地域団体、市民等が連携して除却活動等を展開するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上違反広告物 市長の許可を受けずに、路上に表示し、又は掲出された「はり紙、はり札等、広告旗及び立て看板等」をいう。
- (2) 協力団体 路上違反広告物の除却推進に協力を申し出た自治会、町内会等の地域団体又はボランティア団体をいう。
- (3) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する個人をいう。
- (4) 除却活動等 路上違反広告物を除却すること及び路上違反広告物を市へ通報することをいう。

(路上違反広告物除却推進協力員の委嘱)

第3条 知立市路上違反広告物除却推進協力員（以下「協力員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 協力団体から推薦された者
- (2) 公募による市民等

(協力員の任期等)

第4条 協力員の任期は、1年以内とする。ただし、更新は妨げない。

2 協力員への報酬は、無報酬とする。

(除却活動等の区域)

第5条 除却活動等の区域は、次のとおりとする。

- (1) 路上違反広告物を除却する区域は、協力員と協議しそのつど定める。
- (2) 路上違反広告物を市に通報する区域は、市内全域とする。

(除却等対象広告物)

第6条 除却等対象広告物は次の広告物とする。

(1) 除却対象広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定による違反に係るはり紙

(2) 通報対象広告物 法第7条第4項の規定による違反に係るはり札等、広告旗又は立て看板等

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。